

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第93号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年3月10日 11時35分ごろ	
発生場所	静岡県清水市清水港 清水真崎灯台から真方位180°480m付近 (概位 北緯35°01.0′ 東経138°31.0′)	
事故等調査の経過	平成22年6月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	押船 第3 ^{するが} 駿河丸、197トン	
船舶番号、船舶所有者等	135047、株式会社丸協組	
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	左舷ビルジキール曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか6人が乗り組み、清水港第3区南側水域で錨泊中、バージとの連結を離し、船首約2.6m、船尾約3.9mの喫水で、清水港江尻ふ頭岸壁に向かおうとしたところ、強風により圧流され、平成22年3月10日11時35分ごろ浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、最大瞬間風速 約12.2m/s 海象：潮汐 上げ潮の末期 事故当時、静岡県中部南地方には強風波浪注意報が発表されていた。	
その他の事項	船長は、左に回頭する際、本船の周囲にいたウインドサーファーに注意を奪われていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、清水港内を航行中、風潮流を考慮した適切な操船を行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、清水港内を航行中、風潮流を考慮した適切な操船を行わなかったため、風潮流に圧流されて浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	